

各地区総合支所管理課
各地区総合支所まちづくり課
保育課

キッズ・ゾーンの設定について

区では、保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全確保を図るため、区内各地区にキッズ・ゾーンを設定します。

1 キッズ・ゾーンの設定の目的

国は、令和元年5月に滋賀県大津市で痛ましい事故が起きたことなどを踏まえ、キッズ・ゾーンの設定を推進しています。

キッズ・ゾーンは、保育所等の半径500メートルを原則として、保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全確保するため、以下の3点を目的に設定することとされています。

- ・保育所等周辺で園児等に対する注意をすべきという意識の啓発
- ・特に配慮する必要がある箇所に対しての安全対策の一層の推進
- ・保育所等の周辺の道路における自動車の運転手等に対する注意喚起

2 これまでの経緯と現在の状況

(1) キッズ・ゾーン連絡協議会の開催

令和2年8月に、道路管理者や交通管理者を集めたキッズ・ゾーン設定に関する連絡協議会を開催し、区におけるキッズ・ゾーン設定の基本的な考え方について協議を行い、候補箇所の選定基準を定めました。(別紙1)

(2) キッズ・ゾーンの候補箇所の選定

令和2年9月から、各地区総合支所管理課及びまちづくり課が中心となり、各地区の保育施設等の園外活動の場所や道路状況を鑑み、候補箇所(約20箇所)を決定しました。

(3) 現在の進捗状況

区が選定した候補箇所のキッズ・ゾーンの設定に向けて、現在、区内6警察署と協議を行っています。

あわせて、道路標示の方法について、警察と協議を行っています。(別紙2「キッズ・ゾーン道路標示イメージ」参照)

3 今後のスケジュール(予定)

令和2年12月 交通管理者(警察)との設定箇所協議、地元説明
令和3年 1月以降 キッズ・ゾーン路面標示等施工、運用開始
令和3年 3月以降 区ホームページや広報みななどで広く周知

キッズ・ゾーン候補箇所の選定基準

- ① 原則として、合同点検実施箇所※を含む道路から選定します。
- ② 合同点検において、諸般の事情により安全対策を講じることができなかった箇所を優先選定箇所とします。
ただし、安全対策を講じた箇所であっても、注意喚起が必要と考えられる箇所の選定を妨げません。
- ③ 合同点検において、複数の保育施設から危険箇所とされている道路を優先選定箇所とします。
- ④ 合同点検対象外の箇所であっても、日頃より地域住民や保育園保護者などから意見が寄せられている箇所、事故多発箇所は優先選定箇所とします。
- ⑤ すでにスクールゾーンとされている道路について、キッズ・ゾーンとすることで園児の安全性を高めることが期待できる場合においては、その箇所を選定することを妨げません。
- ⑥ 合同点検において、青信号時間延長や信号機設置、一時的な工事などの理由により抽出された箇所は、原則として除きます。
- ⑦ 国道や都道など地域における主要幹線道路は、原則として除きます。

※ 令和元年5月に滋賀県大津市で発生した交通事故を受け、昨年夏、区が、道路管理者、交通管理者、保育施設などによる合同点検を実施した際に、保育施設から危険な箇所として挙げられた箇所です。順次安全対策を講じています。

キッズ・ゾーン 道路標示イメージ

